

写

30消安第2129号

30生産第768号

30政統第715号

平成30年7月11日

北陸・東海・近畿・中国四国  
・九州 農政局 消費・安全部長、生産部長 } 殿  
北海道農政部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

(農林水産省※1)

消費・安全局農産安全管理課長

消費・安全局植物防疫課長

消費・安全局動物衛生課長

生産局農業環境対策課長

政策統括官付穀物課長

政策統括官付地域作物課長

「平成30年7月豪雨」に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について

北海道、西日本を始めとした広範な地域において、台風第7号及び6月28日から続く前線等による長期間の大雨により、農作物の冠水・浸水・倒伏、農業施設等の浸水・損壊等の甚大な被害が発生しているところである。

既に、平成30年6月8日付けで発出した「夏台風の発生・接近及び大雨等に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」(30生産第571号・30政統第506号、生産局農業環境対策課長、政策統括官付穀物課長、政策統括官付地域作物課長連名通知)により指導の徹底を図っているところである。更に、「平成30年7月豪雨」の被害状況を踏まえて、6月8日付け指導通知に基づく対応に加え、特に下記について、関係機関や関係団体との連携を密にしつつ、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう〔貴局管内の都府県に対し、〕技術指導の徹底を図りたい。

施行注意：1 \*1は、各農政局宛ては除く

2〔 〕は、各農政局宛てのみに記載とする。

## 記

### 【共通事項】

- 1 病害虫への対策については、ほ場の冠水又は浸水、過湿などにより病害虫の被害を受けやすいことから、都道府県病害虫防除所から発表される発生予察情報に基づき、適期防除に努めること。また、防除に必要な農薬の供給が不足しないよう、必要に応じて、農薬の販売店や農業協同組合等に対し、必要な農薬が供給されるよう要請すること。
- 2 浸水等の被害があった地域では、あらかじめ乾燥調製施設、集出荷施設等の被災状況を把握し、収穫、乾燥調製、選別、出荷等に支障が生じるおそれがある場合は、地域内の施設等の受入計画等の見直し、代替的に利用可能な施設・機械等の確保に努めるなど、円滑な収穫、出荷等が行えるよう検討すること。
- 3 被災後、機器等への通電を再開する際には、使用マニュアルなどにより手順や注意事項を確認するとともに、漏電やショートに留意した対応を行うこと。また、状況によってはメーカーによる点検を受けるなど極力一人で作業を行うことを避け、ヘルメットを始めとする安全装備を着用すること。
- 4 暑熱環境下で作業を行う場合は、熱中症対策として、高温下での長時間作業を避け、こまめな水分と塩分の補給や休憩を取るよう心掛けること。特に、高齢者は、のどの渇きや暑さを感じにくく、知らず知らずに熱中症にかかりやすいことから、単独作業にならないよう定期的に異常がないか巡回を行うなど、効果的な注意喚起を行うこと。

### 【水稻】

- 1 浸水、冠水被害を受けたほ場では、今後の気象状況や生育状況に注意し、必要な場合は白葉枯病等の防除を適切に行うこと。
- 2 低温・寡照の傾向がある地域においては、生育進度に合わせた深水管理やいもち病の防除を適切に行うこと。

### 【麦類】

赤かび病等が発生したほ場では、健全なほ場と分けて収穫・乾燥調製を行うとともに、乾燥調製施設の荷受時においても品質のチェックを入念に行い、健全粒との仕分けを徹底すること。

### 【大豆】

- 1 浸水や冠水等により再は種を行う場合は、は種晩限に注意しつつ、は種時期に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。また、止むを得ず転用種子を用いる場合も、発芽率等を確認した上で必要に応じ、は種量を増やす等により苗立ち数等の確保に努めること。
- 2 土壌の多湿状態が長期間継続すると、土壌中の酸素不足による根粒菌の活性の低下や茎疫病の増加が懸念されるため、排水対策を実施するとともに、天候の回復後、排水後のほ場の状況等を勘案し、中耕や培土を実施すること。

### 【てん菜、ばれいしょ、かんしょ、そば、さとうきび】

ほ場が滞水した場合には、速やかに排水されるよう溝切り等を行うこと。

### 【葉たばこ】

成熟期に浸水、冠水した場合は、葉の傷みが早くなることから、なるべく合葉、本葉の良質葉から収穫・乾燥すること。

## 【茶】

- 1 葉が損傷を受けている場合は、殺菌剤を散布し、特に赤焼病菌の侵入を防止すること。先枯れ、枝枯れなど被害が大きな場合は、被害直後に整枝やせん枝を行わず、被害部位を確認し、樹勢の回復を待って秋整枝する等、翌一番茶に向けて樹勢回復、葉層確保に努めること。
- 2 土壌流亡が激しい場合には、客土や堆肥の施用等により作土層を確保するとともに、必要に応じて追肥を行うこと。幼木園で、株元の土が流亡したり、茶樹が横倒しになったりしている場合には、速やかに土寄せを行い踏み固めること。また、欠株が生じた場合は、秋以降に補植を行うこと。
- 3 浸水等により茶工場にて荒茶製造ができない場合には、近隣の茶工場と連絡調整を行った上で、受入可能な茶工場に生葉を搬入して製造する等、工場間連携に努めること。

## 【野菜・果樹】

- 1 防除用設備（配管、水槽、スプリンクラー、防除機材等）が破損するなど、既存の管理・防除手段が使えなくなった場合には、他の管理・防除設備等の手配など、代替手段の確保に努め、適期防除を徹底すること。
- 2 果樹では、かんきつのかいよう病及び黒点病、りんご及びなしの黒星病、もものせん孔細菌病等の病害虫が発生しやすい状況となっていることから、枝、葉及び果実に付着した泥の洗浄や、病原の温床となり得る折損した枝や被害果の除去に努めるとともに、追加防除を実施するなど、新たな病害虫の発生抑止に向けた対策に努めること。

## 【花き】

天候の回復に伴い、気温が急上昇し、高温障害を生じやすいので、切り花については、朝・夕の気温の低い時間に採花し、常温で長時間放置しないこと。また、エチレンによる劣化を防ぐため前処理剤を使用し品質の維持に努めること。

## 【園芸用施設】

- 1 施設内の安全確認  
ハウスに入る前に、燃油、ガス等の臭いがいないか、破損したガラスがないか等を確認し、安全を確保すること。また、燃料のタンクや配管、暖房機から燃料の漏れがないか、機器が安全に運転可能な状態かを十分に確認すること。
- 2 被害状況の把握と当面の対応  
ハウス内に雨水が浸水した圃場では、換気を図るなどして湿度の低下に努めること。被害の状況を把握し、ハウス等の損傷が軽微な場合や、かん水施設や暖房機の配管の断裂等がある場合は、早期に修理するとともに、補修にかかる資材の調達が困難な場合は、当面の栽培管理への影響を軽減できるよう、補強やテーピング等の応急措置を行うこと。
- 3 停電復旧後の対応  
停電があった地域では、加温、天窓、被覆、養液栽培等を制御する機器の条件設定が初期化される場合があることから、停電復旧後、設定を確認するとともに、天窓、側窓、内張カーテン等が正常に作動するかを確認し、異常がある場合には修繕すること。

## 【畜産】

被害を受けた畜産経営に対し、地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、「台風

等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について（平成29年7月14日付け29生畜第472号、生産局畜産部畜産振興課長、生産局畜産部飼料課長連名通知）」（[http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/attach/pdf/higai\\_boushi-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/attach/pdf/higai_boushi-1.pdf)）を踏まえ、以下について指導の徹底を図られたい。

- 1 天候の回復後、安全を確認した上で施設や圃場を点検し、被害状況を被災時の緊急連絡先（役場、農協、家畜保健衛生所など）に報告するとともに、死亡した家畜の処理や畜舎の排水・消毒などについて家畜保健衛生所などに必要な指示を仰ぐこと。また、停電が続いている場合は、発電機を利用した搾乳、生乳冷却等に努めること。
- 2 再度の土砂流入等の事故に十分注意しつつ、浸水、冠水を受けた畜舎等においては速やかな排水に努め、排水及び土砂を除去した後、畜舎、牧柵、防鳥ネット等の施設に破損、汚染があれば、必要に応じて補修、洗浄、消毒を行うよう努めること。さらに、給水設備に土砂等が流入している場合は除去した後、飲水に適した水の給与や飼養家畜の健康観察など、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく飼養衛生管理基準に沿った衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生予防措置を講ずるよう努めること。
- 3 死亡した家畜については、衛生状態が悪化しないよう、適切な処理を行うこと。なお、死亡牛のBSE検査については、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づき、検査材料の採取が困難な場合には検査を除外することが可能である。
- 4 道路の寸断等により飼料の搬入等が困難で、かつ、その状況の長期化が想定される場合には、家畜の生命維持を優先に飼料の給餌量を通常より減少することや、付近の野草等を利用すること等も検討すること。また、行政機関や生産者団体等との連携により、安全に配慮しつつ、予め避難候補先としている付近の公共牧場などに家畜を移動させることも検討すること。
- 5 水濡れ、土壌の付着などにより、品質が低下した飼料の給与は家畜への健康被害や畜産物を通じた人の健康への影響の懸念がある場合は中止すること。健康への被害や影響が明らかでない場合には、家畜保健衛生所などの指示を仰ぐこと。飼料の品質が低下しているもののこれらの影響が想定されない場合で、代替飼料が確保できないなどの理由によりやむを得ず給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性等が低下することのないよう注意すること。
- 6 倒伏、冠水などにより、飼料作物が被害を受け、減収が懸念される場合などには、次期作を前倒しした作付や、稲わら等の農産副産物の確保等により、良質な粗飼料の確保等に努めること。